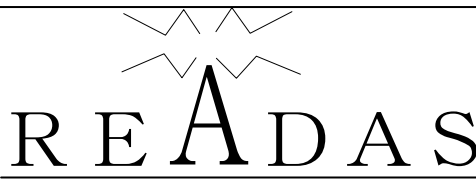


第 4471 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月24日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 個別対応方式と一括比例配分方式

Q：4月1日以後開始事業年度から、課税期間の課税売上高が5億円超の事業者は、個別対応方式か一括比例配分方式を使って消費税の仕入税額控除を計算しなければならないとか。どのように計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

【個別対応方式】

個別対応方式は、課税仕入について、①課税売上対応分、②非課税売上対応分、③共通対応分が区分されている場合に適用できる方式で、次のように仕入控除税額を計算します。
仕入控除税額＝課税売上対応分に係る消費税額＋（共通対応分に係る消費税額×課税売上割合）

【一括比例配分方式】

一括比例配分方式は、個別対応方式のように、①課税売上対応分、②非課税売上対応分、③共通対応分が区分されていない場合に適用する、又は区分が明らかな場合にも適用できる方式で、次のように仕入控除税額を計算します。ただし、この方式を適用した場合は2年間の継続適用が必要になります。

仕入控除税額＝その課税期間中の課税仕入に係る消費税額の合計額×課税売上割合

なお、一括比例配分方式で仕入税額控除を計算して確定申告をした場合は、後で個別対応方式の方が有利であることが判明しても、一括比例配分方式から個別対応方式へ変更して申告し直すことはできませんので、注意してください。

